

「悪運寄を贈贈せしむること」

「工場の都合で及び林業の都合が年特金として日給六階を支給すること」

「陣輸入と昨當の対面する者には陣工の費用すること」

「陣輸入と昨當の対面する者には陣工の費用すること」

その他

公営の食料期間五平より一割送の林業期間を陣輸入八平八月十五日より實行

「午前六朝三十分より平六朝までの後陣期間に限り午前十五分、平六十五

「皆陣寄の一月の収入の二階以上を昨當する賞與金を支給すること」

その他

「陣輸入八平三日の日給陣寄率二階寄を陣輸入八平六月十五日より賞與の額を十

要求書

争議案の添付人 二三名

争議案の添付人 四正名 (内輸入二三名)

争議案の添付人 古屋市西區陣寄四人、十二 合資會社 水運業水運

水運業水運争議の件

8  
9994

古屋市出張所  
古屋市出張所

古屋市出張所  
古屋市出張所

「犠牲者を出さぬこと」

「争議費用は工場主に於て負擔すること」

解決條件

「毎月廿日以上皆勤者に對し現日給に日給の最低五分より最高二割五分加給

すること」

「朝鮮人にて相當技術あるものは職工に採用すること」

「争議費用金一封(拾圓也)を支給すること」

争議發生原因

本年三月より毎月廿六日以上の勤務者には日給の七分乃至二割五分の奨励手

當を支給し來つたが五月中十九日出勤の柳村鶴が手當支給無きため憤慨し鮮

人を煽動したに依る

經過

十一日前記の要求書を提出したが會社側はこれを拒絶したので十三日より西

區振興會に入り西區押切町下段原五六、金徳村方に本部を置き庄内町労働

者協議會の應援を求め同會委員長河水駿の指導を受けたが十四日午後四時よ

り會社事務所に労働會見、會社側水野正治、藤田常三郎、職工側河水駿外五

解六十二